

会津若松市新斎場整備運営事業

募集要項等に関する質問(第1回)に対する回答

- ・「会津若松市新斎場整備運営事業」の募集要項等について、令和8年8月31日までに寄せられた質問(参加資格に係るものを除く。)への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各質問への回答は、現時点での会津若松市の考え方を示したものです。募集要項等の内容について加筆・修正等を行う場合は、適宜、修正版等を提示しますのでご注意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年9月29日

福島県会津若松市

■募集要項に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	募集要項	業務範囲、事業期間について	3	第2	1	(6) (7)	ア			現斎場の解体工事中または新斎場建設時の基礎掘削時に、事前調査で把握できない未知の地中障害物、有害物質(アスベスト等)、土壌汚染が発見された場合、処置費用および工期延期に伴う費用の負担者は市となる認識でよろしいでしょうか。また新斎場の供用開始が市側の都合等で遅れ、現斎場の解体着工時期が後ろ倒しになった場合、解体工事期間の延長および維持管理・運営体制の重複コスト等はどのように補償されますか。	前段について、事前に予期することができない地中障害物、有害物質(アスベスト等)、土壌汚染に起因して発生する追加費用については、合理的な範囲で市が負担します。ただし、アスベスト及びダイオキシン類については、要求水準書別添資料の調査結果を参照のうえ、現時点で想定される費用を適切にお見込みください。設計・建設工事請負契約書に第12条第5項を追加いたします。後段について、工期の変更に伴う影響は現時点で具体的な想定が困難なため、市と協議を行うこととします。なお、その場合に追加費用が生じた場合は、合理的な範囲で市が負担します。
2	募集要項	「残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務」「火葬炉の保守管理・運転業務」	3	第2	1	(6)	ウ			残骨灰および集じん灰の最終的な所有権および処理に関する法的責任の帰属はどこになりますか。また、処理委託先の選定条件や貴金属等の有価物処理に伴う収益・費用の帰属ルールはどう設定されていますか。具体的にご教授ください。	残骨灰及び集じん灰の所有及び残骨灰の処理に関する明確な法的根拠はないものと認識していますが、本事業においては、残骨灰・集じん灰の管理及び処理業務を事業者の業務範囲としています。処理委託先の選定条件の指定はありませんので、事業者にて適切に判断してください。なお、集じん灰の処理は関係法令に則って行うものとし、有価物の売却は不可とします。
3	募集要項	保険の付保	22	第5	7					保険の付保について、貴市が自治体で新斎場にかかる共済などの計画がございましたらご教示願います。	新斎場については、「建物総合損害共済(公益社団法人 全国市有物件災害共済会)」への加入を予定しています。なお、本共済の概要は以下のURLを参照してください。 (https://city-net.or.jp/products/mutual/#co-index-1)
4	募集要項	リスクと責任分担	23	第6	2					リスクの責任分担について、「事業契約に定める」との記載がありますが、この事業契約とは具体的にどの部分を指すのでしょうか。基本契約案等の契約書関係の案としてお示しいただいた記載内容には該当箇所が見当たりませんでした。いわゆる「リスク分担表」について現時点で確定しているものについてお示しいただけないでしょうか。	募集要項に記載の用語の定義のとおり、事業契約とは基本契約、設計・建設工事請負契約、稼働準備業務委託契約及び指定管理者協定の総称を指します。そのため、予想されるリスクと責任分担については、各契約書をご確認ください。
5	募集要項	都市計画決定(建築基準法第51条)に関する	24	第7	3					「市は、基本契約の締結までに建築基準法第51条に基づく都市計画審議会に諮ったうえで、都市計画の変更を行う予定である。なお、同審議会において、本計画での都市計画の変更が認められない場合には、市は優先交渉権者と基本契約を締結しない。」とありますが、都市計画変更が否決または延期となった場合、事業自体が不成立または着工大幅遅延となり、受注者側が準備に費やした設計・出資・提案コストなどは、市が契約不締結とした際の損害賠償や費用補償などは、請求できる認識でよろしいでしょうか。	応募に伴う費用はすべて応募者の負担となります。優先交渉権者の決定後、基本契約を締結しなかった場合は、その理由に関わらず、既に市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする他、市と優先交渉権者との間には、相互に債権債務関係の生じないものとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	要求水準書	施設の構成	9	第3	1	(1)				階数についての要求は、ないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	延床面積について	9	第3	1	(1)				延床面積が2800㎡程度と記載されておりますが、以前の要求水準書から200㎡削減されております。要求水準書の新旧対照表によるとP23～26の(4)各室計画の内容に変更は無いようですが、面積が削減された根拠をご教示願います。	造成設計の進捗に伴い、基本計画及び実施方針の公表時から施設計画を全体的に見直した結果です。
3	要求水準書	延床面積について	9	第3	1	(1)				延床面積の下限は示されておりますが、上限値は示されていません。上限は2800㎡+10%程度と捉えて宜しいでしょうか。また延床面積に算定する部分は、建物の屋内の面積と捉えてよろしいでしょうか。(建築基準法の延べ面積は、屋外部分の面積参入範囲が確認審査機関との協議によって変わるため)	前段について、上限値は設定していません。後段について、お見込みのとおりです。
4	要求水準書	土砂災害警戒区域敷地造成 について	10 11	第3	1	(4)	ウ エ			市が実施する区域Cの敷地造成工事が令和10年5月末から遅延し、事業者の建築工事着工に影響が出た場合、供用開始日の見直しおよび延期に伴う増加費用(仮設費・人工増等)は市の負担となる認識でよろしいでしょうか。区域Aの土砂災害警戒区域対策等において、事業者が行う外構工事時に予見できない軟弱地盤や崩落リスクが判明した場合の追加対策費用は、要求水準書『第3の1(4)ウ』に基づき全額市が負担する認識でよろしいでしょうか。	前段・後段共に、現時点で具体的な想定が困難なため、市と協議を行うこととします。なお、その場合に追加費用が生じた場合は、合理的な範囲で市が負担します。
5	要求水準書	インフラ引き込み負担	11	第3	1	(4)	オ			インフラ供給事業者との協議の結果、道路側の既設幹線容量不足等により、想定を超える大規模なオフサイト引き込み工事費や開発負担金が発生した場合、過大な費用負担について市側で一部負担・補償する枠組みはございますか。また協議による変更は可能でしょうか。	本事業の実施に必要なインフラ整備は、事業者にて実施し、接続・引込み等にかかる工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が受益者負担となる場合は、事業者にて負担することとしています。各種費用は事業者にて適切にお見込み下さい。
6	要求水準書	敷地境界杭について	14	第3	3	(2)	ア			「事業用地の周囲には敷地境界杭を設置すること。杭は長期間劣化しにくい材質のものとすること」とありますが、区域A～Eの民地との接点における境界線の折れ点に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	民地及び道路との境界線の折れ点に設置してください。
7	要求水準書	塀、柵、生垣等について	14	第3	3	(2)	ア			「事業用地の周囲には、塀、柵、生垣等を設け、隣接する土地との境界を明らかにすること。ただし、擁壁が存在する部分など、明らかに必要のない部分は除くこと」とありますが、「明らかに必要のない部分」の判断基準が不明確です。具体的には、以下の考え方で宜しいでしょうか。 区域A:道路に接する部分と、民地に接する部分で既存の塀が無い部分に、塀、柵、生垣等を設置。 区域B:道路に接する部分と民地に接する部分には既に柵があるため、新たな設置は無し。 区域C:道路に接する部分と、市側にて行う造成工事で設置する擁壁部分に、塀、柵、生垣等を設置し、残置林・地山と民地の接点は設置しない。	「明らかに必要のない部分」とは、区域Aにおける既存の擁壁部分を想定しています。なお、既存の塀等はすべて撤去のうえ、必要な部分に塀等を設置することとし、安全面に配慮した設計としてください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
8	要求水準書	電気柵について	14	第3	3	(2)	ア			「熊、猪等の動物による被害が発生しないよう、必要な部分には電気柵を設置すること。」の記載がありますが、判断基準が不明確です。具体的には、以下の考え方で宜しいでしょうか。 区域A：民地(山)と接する部分に電気柵を設置。 区域C：市側の造成工事でフラットにする部分と地山・切土法面との接点に電気柵を設置。(市側の造成工事で擁壁を設置する部分は除く) 区域B・E・D：設置無し。	原則として、区域Aの全周、区域Bの南側と東側、区域Cのフラットになる部分の全周に電気柵を設置してください。
9	要求水準書	植栽計画について	16	第3	3	(2)	オ			「植栽計画は関係条例に適合することを前提とし」とありますが、植栽計画に関わる条例をご教示頂けないでしょうか。	植栽計画に関わる条例等については、市景観条例、市景観計画、市緑の基本計画、都市計画法、市開発行為等指導要綱などを想定しています。なお、要求水準書の該当箇所を「関係条例等」に修正します。
10	要求水準書	サイン計画	17	第3	4	(1)	ウ			多言語対応等を含めて工夫とありますが、言語の指定はないのでしょうか。	言語の指定はありません。言語の併記に限らずピクトグラムの採用など、すべての人に分かりやすいような工夫を求めます。
11	要求水準書	構造種別について	17	第3	4	(2)	イ			「RCを基本とし…適切な構造種別とすること」とありますが、火葬炉室・火葬炉機械室廻りと儀式空間である告別収骨室はRC造とすることを前提として、その他の空間はそれぞれの機能性を考慮して、木造もしくは鉄骨造を採用しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、採用する構造種別にかかわらず、建物の耐久性や長寿命化に十分配慮するとともに、災害時においても業務運営に支障をきたさないよう留意してください。
12	要求水準書	発電設備について	19	第3	4	(3)	イ	(カ)		発電設備に関して、「最低限必要な設備が、3日間(最大6基×3回転/日)以上運転できる仕様」との記載がありますが、最低条件でしょうか。 年間で予測される火葬件数からすると、1日当たりの平均火葬件数は将来の最大火葬件数の時点でも約7.7件/日程度であり、火葬集中日においても3日間で54件の火葬を行うことは想定しにくいと考えます。また、大規模災害を想定した場合でも停電復旧までの期間は葬祭事業者等の体制もなかなか整わず、実際にこれだけの火葬受入となるとその他条件が整わない可能性が高いと考えます。必要な設備ではあることは理解しますが、その想定についてご再考いただけないでしょうか。非常用発電機に係るコストが非常に高くなることを懸念しております。	原案のとおりとします。
13	要求水準書	発電設備について	19	第3	4	(3)	イ	(カ)		「3日間(最大6基×3回転/日)以上運転できる仕様とすること。なお、燃料もこれに対応した貯蔵量とすること。」となっていますが、p.75第7、9、(2)、イ、(イ)においては「また、大規模災害時には最大6基×4回転/日が可能な計画とすること。」の記載があります。 燃料貯蔵量は3日間(6基×3回転)分貯蔵で、6基×4回転対応については、途中給油での対応と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	無線LAN	19	第3	4	(3)	イ	(キ)		来館者用の無線LAN設備の記載がありますが、具体的にどの程度の範囲(市で想定されている使用範囲や対象者)で整備が必要か、ご教示願います。	エントランスホール、待合ロビー、待合室、多目的室(大)などを想定していますが、事業者提案に委ねるものとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字	
15	要求水準書	テレビ受信設備について	20	第3	4	(3)	イ	(ス)	「待合室各室において地上デジタル放送が視聴できるよう整備すること。」とありますが、地上デジタル放送が受信可能な敷地であると理解して宜しいでしょうか。	事業用地は地上デジタル放送範囲外であり、現在の斎場は衛星放送による対応となっていますが、斎場周辺地区の住宅については、共同アンテナによる地上デジタル放送を受信しています。今後、斎場周辺地区と協議を進めて、方向性が決定次第、要求水準書の修正を含めて回答いたします。
16	要求水準書	テレビ電波障害防除設備	20	第3	4	(3)	イ	(セ)	設計条件として、電波障害の調査結果と関係住民との協議内容をご提示下さい。また、調査結果外の状況が判明した場合、協議により変更(市負担)を想定してよろしいでしょうか。	電波障害調査は実施しておりません。要求水準書p.42「3各種調査業務」に記載のとおり、必要に応じて事業者が実施してください。なお、調査の結果対応が必要となった場合については、要求水準書p.20(セ)に記載のとおり、事業者の負担にて対応してください。
17	要求水準書	排煙設備について	22	第3	4	(3)	ウ	(ウ)	建築基準法上、排煙設備が必要となる居室は、自然排煙もしくは告示対応することで法規制を満たせば、機械排煙は設置する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	災害時対応について (受水槽容量)	22	第3	4	(3)	ウ	(オ)	「3日間対応可能な水量を確保」について、災害時の使用水量の想定はございますか。無い場合社内事例を参考に、会葬者人数を通常時の40%と想定しても宜しいでしょうか。	災害時には最大6基×3回転/日以上運転することを想定し、事業者にて適切に見込んでください。
19	要求水準書	災害時対応について (排水設備)	22	第3	4	(3)	ウ	(キ)	排水設備の項目に災害時に関する記載がございません。合併処理浄化槽は通常時の使用量から容量を決定し、災害時に浄化槽容量を超える場合は汲み上げによる対応を想定して宜しいでしょうか。	災害時には最大6基×3回転/日以上運転することを想定し、事業者にて適切に見込んでください。
20	要求水準書	災害時対応について (燃料保管設備)	23	第3	4	(3)	エ	(ア)	燃料貯蔵量は、「最大貯蔵量×70%＞災害時に必要な燃料量」の考えて宜しいでしょうか。	災害時に燃料の補給なしで最大6基×3回転/日×3日間運転可能とすることを前提に、燃料の最大貯蔵量については事業者の提案にゆだねることとします。
21	要求水準書	告別収骨室	23	第3	4	(4)	ア		「1室あたり25名程度の利用を想定し、60㎡程度の面積を確保すること」とありますが、25名収容のレイアウトが可能であれば、面積は適宜調整しても宜しいでしょうか(50～60㎡程度の範囲内)。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	炉内台車庫(スペース) 柕運搬車庫(スペース)	24	第3	4	(4)	ア		炉内台車と柕運搬車を兼用する台車を納入する場合は、炉内台車と柕運搬車それぞれの車庫スペースを確保するのではなく、兼用台車の車庫スペースのみを確保すればよいと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	エレベーター	26	第3	4	(4)	エ		エレベーターのうち、1基をストレッチャーの出し入れが容易な大きさ、とのご指示ですが、ストレッチャーはどのような場合に使用することを想定しているかご教示願います。	急病人の搬送時などを想定しています。
24	要求水準書	火葬炉の性能試験 (着工前調査)	30	第3	5	(1)	オ	(イ)	着工前に調査する内容として、「事業用地境界において大気、悪臭、騒音の測定」とあります。このうち、大気については通常燃焼によって発生する排ガスから測定いたします。燃焼する設備が無い中で測定する場合、4～5日間、測定点でのサンプリングが必要になり、経費が非常に大きくかかりますが(数百万程度)、それでも測定は必要とお考えでしょうか。	原案のとおりとします。
25	要求水準書	計装制御一覧表	38	第3	5	(3)	ア		『計装項目は以下の「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案に委ねるものとする」とありますが、火葬炉の性能、機能、及び公害防止基準において、要求水準を満たすことを前提に、監視項目は適宜追加・削除を行っても良いという解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
26	要求水準書	収骨用具・その他必要な用具	39	第3	5	(4)	イ			収骨用具について、別紙5 什器・備品リストをお示しいただいてありますが、例えば兼用できるものなどは集約するなど、提案により数量や項目の変更をしても構わないでしょうか。	お見込みのとおりです。ただしその場合、提案時点では、様式12-16の項目は変更せず、備考欄に兼用・集約などの旨を記載してください。
27	要求水準書	コスト管理計画	41	第4	2	(2)	イ			「コスト管理計画書」とはどのようなものでしょうか。記載の文章の内容を読むと、基本設計完了時までは概算工事書、実施設計完了時以降は積算内訳書のように読み取れるのですが、宜しいでしょうか。	「コスト管理計画書」は、提案時点から工事完了までの、協議による設計変更や、物価変動に伴う整備費の変動を一元的に管理する目的で作成するものであり、項目は内訳明細書より簡易的なものを想定しています。詳細な項目は市と協議のうえ決定することとします。
28	要求水準書	コスト管理計画	41	第4	2	(2)	イ			「実施設計期間中については、中間時点及び中間時点以降に月1回程度、建設費の概算額を市に報告すること」とありますが、実施設計時の積算は図面が全て完成してから積算を開始するので、積算が完了するまでは基本設計の概算工事費からの変更は無しとなります。 また本事業は前提となる設計条件に変更がある場合や、物価変動がある場合以外は、提案時の工事費金額を変更することはないため、積算が完了するまでの実施設計期間中は、基本設計完了時の概算から大きく金額が変動する要素が発生した場合（設計条件に変更がある場合や、物価変動がある場合等）に、概算工事費を報告することとさせて頂けないでしょうか。	工事費の変更について基本的にはお見込みのとおりですが、報告のタイミングについては原案の通りとします。実施設計期間中については、中間時点及び中間時点以降に月1回程度、建設費の概算額を市に報告してください。変更がない場合は、その旨を報告してください。
29	要求水準書	コスト管理計画	41	第4	2	(2)	イ			「業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を当該部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に市に提出し、変動部分の取扱いや対応について協議を行うこと」とについては、各部材の数量が明確になる積算後（着工後）との理解で宜しいでしょうか。	「変更金額一覧表」は、提案時点から工事完了までの、協議による設計変更や、物価変動に伴う整備費の変動（項目間の差し引きで整備費総額に変更が生じなかった場合を含む。）を一元的に管理する目的で作成するものであるため、施設整備期間を通じて提出を求めています。
30	要求水準書	工事着工後の申請及び手続	43	第4	4	(1)	ウ			「事業者は、設計に伴う行政手続きについて、工事着工に必要な一切の申請及び手続を行うこと」とありますが、計画通知・構造適判・省エネ適判の提出先に指定がありましたらご教示願います。	指定はありません。
31	要求水準書	工事着工後の申請及び手続	43	第4	4	(1)	ウ			「事業者は、設計に伴う行政手続きについて、工事着工に必要な一切の申請及び手続を行うこと。」とありますが、工事着工後の申請手続きや費用負担（中間検査・完了検査・各種変更申請（変更が生じた場合のみ発生））は市で行うとの理解で宜しいでしょうか。	工事着工後の申請手続きも事業者の費用負担にて事業者で実施してください。ただし、各種変更申請については、変更理由（市都合か事業者都合か等）により責任の所在が変わるため、都度市と協議を行うこととします。
32	要求水準書	工事費内訳書	46	第4	4	(4)	ウ			実施設計図書の「工事費内訳書」については、数量の拾い方は公共建築工事標準単価積算基準に則り、単価は事業者単価として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	使用材料の確認	49	第4	5	(3)	イ	(オ)		「主要材料の質、色、柄等・・・について、市に掲示、確認を行うこと。」とありますが、承認はなしと考えてよろしいでしょうか。	市の承認を得ることとしてください。
34	要求水準書	解体撤去の対象	52	第4	6	(3)	ア			「使用しないものすべてとする」と表現されていますが、解体の対象を明確にご教示下さい。	要求水準書p.51(1)業務概要及び別添資料5を参照してください。
35	要求水準書	解体撤去の対象	52	第4	6	(3)	ア			事前に予期することができない地下工作物等について、各種契約書に基づき対応することとありますが、具体的にご教示下さい。	設計・建設工事請負契約書に第12条第5項を追加しました。事前に予期することができない地下工作物等に起因して発生する追加費用については、当該条項に基づき、合理的な範囲で市が負担します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
36	要求水準書	解体撤去対象		第4	6	(3)	ア			解体及び撤去の対象は、現斎場の建物、建築設備、火葬炉等を含む新斎場で使用しないものすべてとする。とありますが、解体撤去工事において、提示された事前調査資料に記載のない新たなアスベスト、ダイオキシン、地中障害物が発見された場合、調査・除去・処分にかかる増加費用および工期影響は市の責任・負担の認識でよろしいでしょうか。	前段について、事前に予想することができない地中障害物、有害物質(アスベスト等)、土壤汚染に起因して発生する追加費用については、合理的な範囲で市が負担します。ただし、アスベスト及びダイオキシン類については、要求水準書別添資料の調査結果を参照のうえ、現時点で想定される費用を適切にお見込みください。設計・建設工事請負契約書に第12条第5項を追加いたします。後段について、工期の変更に伴う影響は現時点で具体的な想定が困難なため、市と協議を行うこととします。なお、その場合に追加費用が生じた場合は、合理的な範囲で市が負担します。
37	要求水準書	統括管理業務について	67	第7	1	(2)	ア			業務範囲に「供用開始後の統括管理業務」と記載がありますが、特に本業務に関する要求事項の記載がありません。当業務はP70 第7>2>(2)に記載のある「管理運営統括責任者」が行う業務内容と考えて差支えないでしょうか。	「供用開始後の統括管理業務」に関する要求水準は、要求水準書p.70「第7の2」に記載のとおりです。
38	要求水準書	火葬受付時間及び開場時間	68	第7	1	(2)	イ	(イ)		火葬受付時間とは火葬開始時間(点火時間)と捉えてよろしいでしょうか。もし異なる場合はどの時間を火葬受付時間とするかご教示願います。また、受付時間の提案により、現時点での開場時間である8時30分から17時15分と異なる開場時間の設定とする提案も可能と捉えてよろしいでしょうか。	前段について、「火葬受付時間は、原則10時30分から15時30分とし、開場時間を設定すること」との記載における「火葬受付時間」とは、会葬者等の集合後、告別が開始する時間とします。後段について、お見込みのとおりです。
39	要求水準書	待合関連について	73	第7	7					給茶用具等を備え、貸与する、との記載がありますが、こちらは備品として給茶用具を備えることとなるでしょうか。備品リストには急須、電気ポットの記載がございますが、湯呑はありません。どのあたりまでを備品として揃える想定かご教示願います。なお、コロナ禍以降、給茶用具については最小限におさえ、湯呑は使わずに紙コップなどを持参いただく例もございます。破損・汚損の可能性も高いものであることから、湯呑は除外いただければ幸いです。	事業者が備品として備える給茶用具は備品リストに記載のあるもの(急須、電気ポット)とし、湯呑は不要です。
40	要求水準書	福島県広域火葬計画について	75	第7	9	(2)	イ			福島県広域火葬計画に係る資料を開示いただけないでしょうか。(計画書、訓練内容、災害想定など)	福島県のウェブサイトを参照してください。 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/pub-kekka-kouikikasou.html)
41	要求水準書	災害発生時における火葬の実施について	75	第7	9	(2)	イ	(イ)		大規模災害時には最大6基×4回転/日が可能な計画、とありますが、これは大規模災害時に当該件数を行える運営体制を確保する、という意味で捉えてよろしいでしょうか。燃料備蓄量では6基×3回転/日を3日間と示されていますが、こちらとはリンクしないと捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書	事前協議について								会津若松市の様々な条例を踏まえた計画が必要となりますが、提案書類の提出までに必要に応じて関係する部署と事前協議を行っても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本市の関係部署と事前協議を希望する場合は、募集要項に記載の問い合わせ先(市民課)に連絡し、その後の対応について指示に従ってください。
43	要求水準書 別紙3	別紙3 造成計画図								造成により形成される平場の周りに雨水排水側溝がありますが、建物からの雨水排水はこの側溝に接続するという理解で宜しいでしょうか。またもしこの側溝に勾配的に乗らない場合は、別ルートで区域Bの地下貯留槽まで持っていく考えで宜しいでしょうか。	前段後段ともに、お見込みのとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
44	要求水準書 別添資料2	別添資料2 地盤調査結果								公開頂いた地盤調査結果がボーリング柱状図のみですが、計画地は非常に難しい地層なため、地質調査報告書一式を公開頂けないでしょうか。	別途、希望者に対して貸与資料として提供します。貸与方法等の詳細については、後日準備が整い次第、市ウェブサイトにてお知らせします。
45	要求水準書 別添資料3	別添資料3 造成計画図								造成計画図のCADデータを頂けないでしょうか。	追加資料として公表します。

■様式集に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数 (数)	カナ	(ア)	英字			
1	様式集	様式5-3 設計業務に関わる各種申請料								設計業務に関わる各種申請料は、全て施設整備対価A-1の「各種許認可申請手続き」の欄に計上すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式集	様式5-3 インフラ整備に関わる工事費や手数料								インフラ整備に関わる工事費や手数料は、全て施設整備対価A-2の各工事の「共通費」の欄に計上すると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。